

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

ページ

○宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則	（産業人材対策課）	一
○職業能力開発校規則の一部を改正する規則	（ 同 ）	一
○職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則	（ 同 ）	一
○職業能力開発校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則	（ 同 ）	一
○東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則	（ 同 ）	二
告 示		
○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度	（森林整備課）	二
○公有水面埋立ての免許出願	（水産業基盤整備課）	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	（仙台地方振興事務所）	三
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（食産業振興課）	四
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	四
選 挙 管 理 委 員 会		
○不在者投票を管理すべき施設の指定等について		五

規 則

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月一日

○宮城県規則第百三三号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則
宮城障害者職業能力開発校規則（昭和四十四年宮城県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第十五条の六第一項第四号」を「第十五条の七第一項第四号」に改める。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百四号

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

職業能力開発校規則（昭和四十九年宮城県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第十五条の六第一項第一号」を「第十五条の七第一項第一号」に改める。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月一日

○宮城県規則第百五号

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

職業訓練給付金支給規則（昭和五十年宮城県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職業能力開発校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月一日

○宮城県規則第百六号

職業能力開発校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月一日

○宮城県規則第百六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職業能力開発校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則

職業能力開発校の授業料の減免等に関する規則（平成十二年宮城県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の六第一項第一号」を「第十五条の七第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十七号

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の六第一項第一号」を「第十五条の七第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第千四十号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十七年における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類

同一の単位とされる保安林等の区域

皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

本吉地区

三八二・三五

北上川下流

三四二・三四

土砂流出防備保安林

石巻地区 三五二・一四

追川地区 一、〇九三・六一

江合川上流 七二三・〇一

鳴瀬川上流 一、二一七・九四

江合川下流 〇・八六

鳴瀬川下流 〇・八六

黒川地区 一八九・一八

仙台地区 一、三六七・三九

白石地区 一、六三八・〇四

本吉地区 二四・九〇

北上川下流 七・九四

石巻地区 二二・九八

追川地区 七六・五九

江合川上流 一八二・三〇

鳴瀬川上流 二三四・七四

江合川下流 一二・一二

鳴瀬川下流 二八・七六

黒川地区 六六・七六

仙台地区 一九九・一四

白石地区 〇・一二

蔵王町 〇・四六

川崎町 五・一八

仙台市 二二・五三

石巻市 二四・一四

気仙沼市 三・二〇

白石市 二・〇八

角田市 九・九四

登米市 二・九〇

栗原市 四・三四

東松島市 五五・一五

大崎市 五・一四

干害防備保安林

防風保安林

七ヶ宿町

大崎市

東松島市

栗原市

登米市

角田市

白石市

気仙沼市

石巻市

仙台市

蔵王町

川崎町

七ヶ宿町

柴田町	〇・九八
丸森町	二・七二
大和町	三・六〇
大郷町	〇・三〇
加美町	六・七二
女川町	一六・七八
南三陸町	〇・七六
石巻市	一六・九七
気仙沼市	二・五六
東松島市	〇・四二
女川町	〇・九二
南三陸町	〇・九〇
宮城北部地区	一三・一四
宮城南部地区	六・九〇

保健保安林

○宮城県告示第千四十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部で行う。

平成二十七年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十七年十月二十日

二 出願人の名称

亶理町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

一 位置

第二種荒浜漁港区域内

亶理郡亶理町荒浜字築港通り三及び六一五十二に隣接する公有水面

二 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点から④の地点までを結ぶ平成二十七年の春分の満潮位(DL+1・四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 基点(二A〇〇七)(北緯三八度〇二分二八・三七〇三秒 東経一四〇度五四分三九・二二〇五秒) から一一二度三分一秒 一八八・七五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 一六度三分三九秒 二八・三〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 一〇六度〇一分四九秒 九・七二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 一九六度四八分一三秒 二八・三〇メートルの地点

三 面積 二七三・三五平方メートル(埋立区域)

2 埋立てに関する工事の施行区域

一 位置

第二種荒浜漁港区域内

亶理郡亶理町荒浜字築港通り三及び六一五十二に隣接する公有水面

二 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点からエの地点までを結ぶ平成二十七年の春分の満潮位(DL+1・四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- アの地点 基点(二A〇〇七)(北緯三八度〇二分二八・三七〇三秒 東経一四〇度五四分三九・二二〇五秒) から一一二度三分四三秒 一八九・二四メートルの地点
- イの地点 アの地点から 一六度三分四〇秒 三八・三〇メートルの地点
- ウの地点 イの地点から 一〇六度〇一分四三秒 九・七五メートルの地点
- エの地点 ウの地点から 一九六度四八分一七秒 三八・三〇メートルの地点

三 面積 三六九・九四平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

道路用地

五 縦覧期間

平成二十七年十二月一日から平成二十七年十二月二十一日まで

○宮城県告示第千四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙台市岩切土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年十二月一日

一 就任した者

宮城県仙台地方振興事務所
所 長 宮 崎 博 之

平成二十七年十一月七日	関内 清一	仙台市宮城野区岩切字堰下五十九番地	理事
平成二十七年十一月七日	吉田 正憲	仙台市宮城野区新田三丁目十四番二十号	理事
平成二十七年十一月七日	川嶋 松治	仙台市宮城野区鶴ヶ谷字館下二十三番地	理事
平成二十七年十一月七日	田中 秀夫	仙台市宮城野区新田四丁目六番八号	理事
平成二十七年十一月七日	菅野 昭	仙台市宮城野区福田町二丁目三番三十九号	理事
平成二十七年十一月七日	大泉 亨	仙台市宮城野区田子字上十八番地	理事
平成二十七年十一月七日	佐藤 俊郎	仙台市宮城野区岩切字今市十一番地	理事
平成二十七年十一月七日	鈴木 運一	仙台市宮城野区岩切字今市七十四番地	監事
平成二十七年十一月七日	早坂 則夫	仙台市宮城野区田子字権八三十五番地	監事

二 退任した者

平成二十七年十一月六日	今野 孝	仙台市宮城野区福田町四丁目二番十号	理事
平成二十七年十一月六日	関内 清一	仙台市宮城野区岩切字堰下五十九番地	理事
平成二十七年十一月六日	吉田 正憲	仙台市宮城野区新田三丁目十四番二十号	理事
平成二十七年十一月六日	佐藤 俊郎	仙台市宮城野区岩切字今市十一番地	理事
平成二十七年十一月六日	田中 秀夫	仙台市宮城野区新田四丁目六番八号	理事
平成二十七年十一月六日	相澤 勝一	仙台市宮城野区鶴ヶ谷字北畑三番地の二	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十七年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 東京アンテナショップ「食材王国みやぎ」魅力体感促進業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部食産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十七年六月三十日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ジェイアール東日本企画仙台支店 仙台市青葉区一番町二丁目二番十三号

五 契約金額 七千百二十万一千五百六十四円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当

平成二十七年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名 東松島市大塩字山崎五十番五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 東松島市赤井字有明十三番地十六 ルミナスA
一〇二

平成二十七年十一月六日	大泉 亨	仙台市宮城野区田子字上十八番地	理事
平成二十七年十一月六日	大泉 政志	仙台市宮城野区田子二丁目四十二番三十一号	監事
平成二十七年十一月六日	日野 正博	仙台市宮城野区岩切字三所北十六番地	監事

選挙管理委員会

森岡 勉

○宮選管告示第百五十九号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

別表第一大崎市民病院鳴子温泉分院の項の次に次のように加える。

医療法人永仁会永仁会病院

同 古川旭二丁目五番一号

附 則

この告示は、平成二十七年十二月一日から施行する。